

ちば広域連合だより

第28号

千葉県人口**6,278,741**人(令和2年1月1日現在) 被保険者数**834,804**人(令和2年1月31日現在)

※本文中の被保険者とは、後期高齢者医療制度の被保険者のことを指します。

令和2・3年度の保険料率が決まりました

お問い合わせ先 総務課 ☎043-216-5011・資格保険料課 ☎043-308-6768



後期高齢者医療制度の保険料率は、法令に基づき、2年に1度、見直しを行います。この度、令和2・3年度の保険料率が決まりましたのでお知らせします。所得の低いかたには、保険料の軽減措置があります(2ページ参照)。計算例を3ページに掲載しています。なお、新しい保険料率による保険料は7月に決定し、お住まいの市(区)町村から決定通知書をお送りします。

令和2・3年度

年間保険料額

(上限は64万円)
注:100円未満切捨て

平成30・令和元年度
(上限は62万円)

均等割額

43,400円
(2,400円増)

平成30・令和元年度
41,000円

所得割額

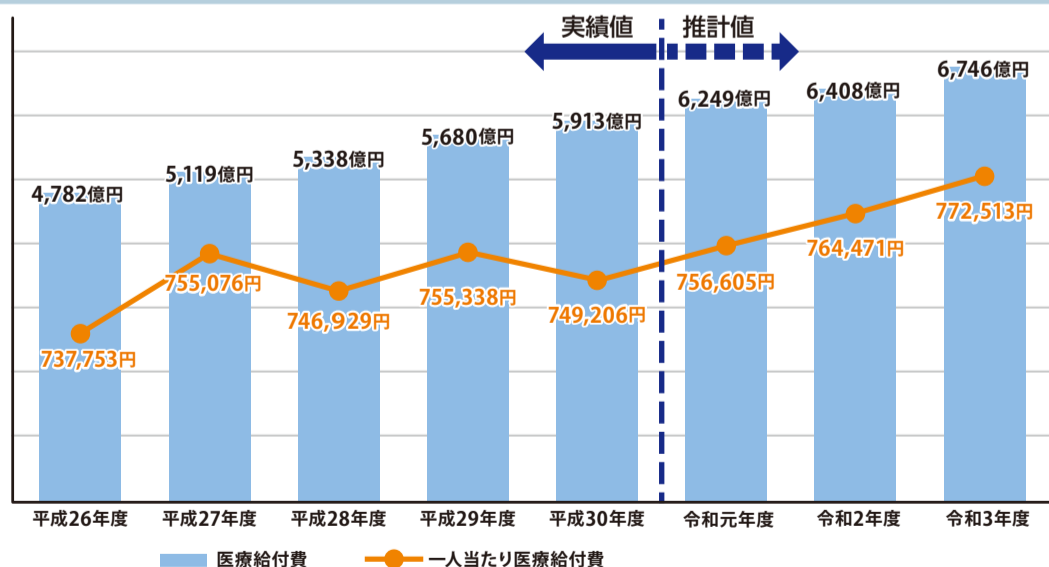
賦課のもととなる
所得金額(※) × **8.39%**
(0.50ポイント増)

平成30・令和元年度
7.89%

※「賦課のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額です。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません。

保険料率の主な改定要因

千葉県における後期高齢者医療の医療給付費の推移



保険料率は、2年間の医療給付費(医療費総額から医療機関等の窓口で支払った自己負担額を除いた費用)等に応じて定めることになっています。

一人当たり医療給付費の増加が見込まれることや、後期高齢者負担率(※)が引き上げられたことは、保険料率上昇の要因となります。

※後期高齢者負担率とは、医療給付費のうち、被保険者のみなさまが負担する保険料でまかなう割合です(全国一律)。被保険者数の増加と現役世代人口の減少により、令和2・3年度は11.41%(前回は11.18%)となりました。

特別徴収(年金から天引き)で保険料を納付されているかたへ

保険料率が変更されても年度の前半(4月・6月・8月)に特別徴収される保険料額に変更はありません。後半(10月・12月・翌年2月)で年間の保険料額を調整しますので、新しい保険料率が反映されるのは、10月の特別徴収からとなります。

国民健康保険で口座振替をご利用されていたかたへ

新たに後期高齢者医療制度に移行され、保険料の口座振替を希望するかたは、今まで国民健康保険で口座振替をご利用されていても、改めて口座振替をお申込みいただく必要があります。口座振替のお申込みにつきましては、お住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当窓口にお問い合わせください。

保険料の軽減措置が一部変更になります

お問い合わせ先 資格保険料課 ☎043-308-6768

後期高齢者医療制度では、保険料の軽減措置があります。

令和2年度は、均等割5割軽減および2割軽減の対象世帯の軽減判定所得基準を拡大します。一方、保険料軽減特例の見直しに伴い、所得の低いかたの均等割の軽減割合が段階的に縮小されます。

所得の低いかたの均等割額の軽減

●軽減判定所得基準

令和元年度	軽減割合	軽減判定所得基準	令和2年度	軽減割合	軽減判定所得基準
	5割	33万円+(28万円×世帯内の被保険者の数)		5割	33万円+(28.5万円×世帯内の被保険者の数)
	2割	33万円+(51万円×世帯内の被保険者の数)		2割	33万円+(52万円×世帯内の被保険者の数)

●軽減割合

軽減判定所得基準		令和元年度	令和2年度	令和3年度
33万円以下の場合	下記以外の場合①	8.5割(※)	7.75割(※)	7割
	世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得なし)の場合②	8割(※)	7割(※)	

※軽減割合の変更は、保険料軽減特例の見直しによるものです。保険料軽減特例の見直しは、社会保障充実策として介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施されました。②のかたは、①のかたより社会保障充実策が強化されているため、令和元年度と令和2年度で①のかたの軽減割合より低くなります。

●令和2年度軽減判定所得基準

軽減判定所得基準 (世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計)		軽減割合	軽減後の均等割額
33万円以下 の場合	下記以外の場合	7.75割軽減	9,765円
	世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得なし)の場合	7割軽減	13,020円
33万円+(28.5万円×世帯内の被保険者の数)以下の場合		5割軽減	21,700円
33万円+(52万円×世帯内の被保険者の数)以下の場合		2割軽減	34,720円

- 軽減の判定は、被保険者や世帯主の所得により自動判定を行い、軽減を適用しますので、申請の必要はありません。
- 軽減判定の対象となるかたの所得情報がない場合には、所得の申告が必要となる場合があります。
- 均等割額の軽減判定における総所得金額等は、退職所得を含みません。また、専従者控除、譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。
- 65歳以上(1月1日時点)の公的年金受給者は、公的年金等に係る雑所得の金額から特別控除額15万円を差し引いた額で軽減判定します。

会社の健康保険などの被扶養者であったかたの保険料の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日に会社の健康保険や共済組合などの被用者保険の被扶養者であったかたの「均等割額」は、加入した月から2年間のみ5割軽減され、「所得割額」は、かかりません。

- 国民健康保険および国民健康保険組合の被保険者であったかたは対象になりません。
- 「所得の低いかたの均等割額の軽減」に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。



保険料の計算例

お問い合わせ先 資格保険料課 ☎043-308-6768

●年金収入が200万円の単身世帯の場合

均等割額

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{年金収入} \\ \hline 200\text{万円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{公的年金等控除額} \\ \hline 120\text{万円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{特別控除額} \\ \hline 15\text{万円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{軽減判定所得} \\ \hline 65\text{万円} \\ \hline \end{array}$$

※単身世帯の2割軽減基準額=33万円+52万円=85万円

※軽減判定所得が基準額以下のため2割軽減となります。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline 43,400\text{円} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{10割-2割} \\ \hline 0.8 \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{1 軽減後の均等割額} \\ \hline 34,720\text{円} \\ \hline \end{array}$$

所得割額

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{年金収入} \\ \hline 200\text{万円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{公的年金等控除額} \\ \hline 120\text{万円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{基礎控除} \\ \hline 33\text{万円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{賦課のもととなる所得金額} \\ \hline 47\text{万円} \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{賦課のもととなる所得金額} \\ \hline 47\text{万円} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割率} \\ \hline 8.39\% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{2 軽減後の所得割額} \\ \hline 39,433\text{円} \\ \hline \end{array}$$

➡ 年間保険料額 ① + ② = 74,100円

※100円未満切捨て

ジェネリック医薬品(後発医薬品)を使いましょう

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

ジェネリック医薬品とは?

2つの「安」がポイントです

安価

先発医薬品より安価で
経済的です

先発医薬品の特許が切れた後に製造・販売される医薬品で、一般的に価格が安くなっています。

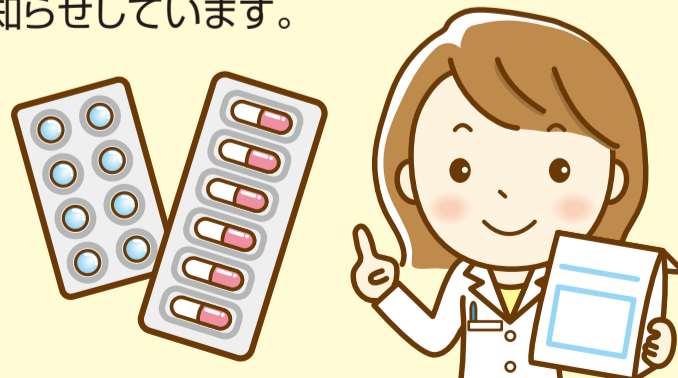
安心

品質・効き目・安全性が
先発医薬品と同等であると
国が認めた医薬品です

「医薬品、医療機器等の品質、有用性及び安全性の確保等に関する法律」に基づき、製造・販売が許可されています。

ジェネリック医薬品利用差額通知を発送しています

現在服用している先発医薬品を、ジェネリック医薬品へ切り替えた場合に、お薬代が一定額以上軽減できると見込まれるかたへお知らせしています。



ジェネリック医薬品に変更したいときは、
医師や薬剤師にご相談ください。

後期高齢者医療制度の財政のしくみ

お問い合わせ先 総務課 ☎043-216-5011

後期高齢者医療制度では、制度に加入されているかたの医療費を、下の図のように社会全体で支えるしくみとなっています。



医療費総額

一部負担金

みなさまが医療機関等の窓口で支払った自己負担額

公費(税金) 約5割

公費負担総額を【国:県:市町村=4:1:1】の割合で負担しています

現役世代からの支援金 約4割

会社の健康保険や国民健康保険に加入しているかたが納める保険料に、後期高齢者医療制度の支援金が含まれています

保険料 約1割

みなさまが納める保険料

医療費のうち、みなさまが医療機関等の窓口で支払った自己負担額を除いた費用は、医療給付費として広域連合から医療機関等に支払います。

医療給付費が増加すれば、みなさまに納めていただく保険料も増加することになります。同時に現役世代の負担や、国・県・市町村の公費負担(みなさまも含めた国民全体から集めた税金)が増えることにもつながります。

令和2年度の予算

広域連合の予算には、医療給付費の支払いなど保険制度を運営するための「特別会計」と、広域連合の運営に必要な事務費のための「一般会計」があります。

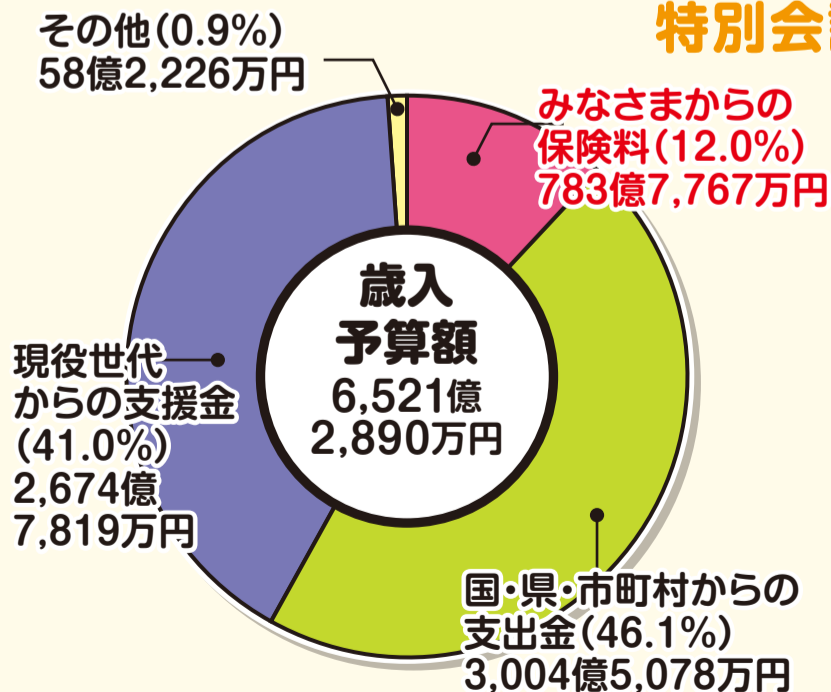
令和2年度の予算額は、特別会計は6,521億2,890万円で前年度と比べ2.0%の増、一般会計は26億8,717万円で、8.3%の増になりました。

令和元年度と比較して特別会計の額が増加した理由は、被保険者数の増加等により医療給付費や保健事業費が増加したこと等によります。

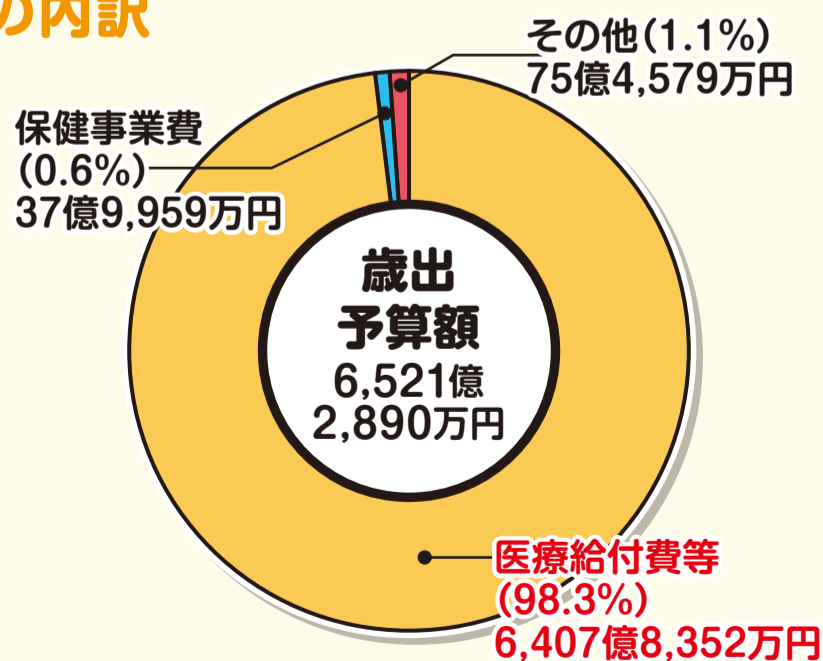
また、一般会計の額が増加した理由は、電算処理システム改修等により特別会計への繰出金が増加したことによります。



特別会計の内訳



歳入には、みなさまからの保険料の他、現役世代からの支援金、国、県、市町村からの支出金等があります。



歳出は、みなさまが医療機関等の窓口で支払われた自己負担分を除いた医療給付費の支払いが主になります。

高額医療・高額介護合算療養費の 申請書を発送します

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

高額医療・高額介護合算制度とは、医療保険と介護保険における1年間(毎年8月1日～翌年7月31日)の自己負担額を合算した額が下記の自己負担限度額(年額)を超えた場合に、申請により限度額を超えた分が各保険者から支給されるものです。

●自己負担限度額(年額)

負担割合	所得区分		後期高齢者医療分と 介護保険分を合算した限度額
3割	現役並み 所得者	Ⅲ 市町村民税課税所得690万円以上の被保険者 及びその被保険者と同一世帯の被保険者	212万円
		Ⅱ 市町村民税課税所得380万円以上の被保険者 及びその被保険者と同一世帯の被保険者	141万円
		Ⅰ 市町村民税課税所得145万円以上の被保険者 及びその被保険者と同一世帯の被保険者	67万円
1割	市町村民税 非課税世帯	一般	56万円
		区分Ⅱ	31万円
		区分Ⅰ	19万円

※限度額を超える額が500円以下の場合、支給されません。

※区分Ⅰに該当し、世帯内に介護保険の受給者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なる場合があります。

支給対象となる可能性が高いかたには、3月下旬から4月にかけて、広域連合から申請書をお送りする予定ですので、お住まいの市(区)町村の窓口へ提出してください。

※支給には申請から3～4か月前後かかります。

※平成30年8月から令和元年7月までの間に転居された等の理由により、申請書に添付書類が必要になる場合があります。必要な添付書類は、申請書に同封する書類で案内しますのでご確認をお願いします。添付書類に不備があると支給が遅れることがありますのでご注意ください。



⚠️ 還付金詐欺にご注意ください!

千葉県内で、市(区)町村・金融機関などの職員を名乗った還付金詐欺が多発しています。

「お金が戻るのでATMへ行ってください」は詐欺です。

少しでもおかしいと感じたら、お住まいの市(区)町村窓口、最寄りの警察署などにご相談ください。

犯行の手口
(一例)

市(区)町村・金融機関の職員をかたり「医療費の還付金が発生しており書類を送ったが手続きが済んでいない。申請期限が過ぎているが、今日であればATMで還付の手続きができる」等と言ってATMへ誘い出す。その後、ATMを操作させて、知らないうちに振り込ませて現金をだまし取る。



還付金詐欺にあわないために



口座番号、暗証番号などの
個人情報教えない。



相手の身分(所属など)や
氏名を確認する。



一人で判断せず、家族や最寄りの
警察署などに相談する。



留守番電話に設定し、電話に出る前に
声から相手を確認する。
(犯人は通話の録音を嫌います。)

医療機関にかかっているかたも、かかっていないかたも、
年に1回健康診査を受けましょう!

詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

広域連合お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

健康診査は、あなたの健康状態を知る『第一歩』です。

後期高齢者の健康診査、歯科口腔健康診査を県内全市町村で実施しています。

年1回無料で実施しています。(健康診査後の治療費は有料)

健康診査

健康チェックで病気の早期発見や悪化防止、生活習慣の振り返りに役立てましょう。

実施医療機関

市町村ごとに異なります

実施期間

市町村ごとに異なります



歯科口腔(こうくう)健康診査

令和2年度に76歳になられるかたに歯科口腔健康診査を実施しています。

歯や飲み込む力などのお口の健康チェックで、肺炎や低栄養などの予防につなげましょう。

対象者

昭和19年4月2日～昭和20年4月1日生まれのかた

実施医療機関

千葉県歯科医師会会員の健診協力医療機関

実施期間

令和2年6月1日(月)～12月28日(月)



千葉県後期高齢者医療広域連合では「第2期 保健事業実施計画(データヘルス計画)」をもとに、この2つの健康診査を実施しています。

たとえば、こんなことに 心当たりがありませんか?

外出が
減った

食が細く
なった

つまずき
やすくなった

むせる

『フレイル』 ご存じですか?

フレイルとは、年齢を重ねて、筋力や認知機能などが低下した状態です。はじめは些細な衰えでも、放っておくと、生活に支障が出て要介護状態につながります。



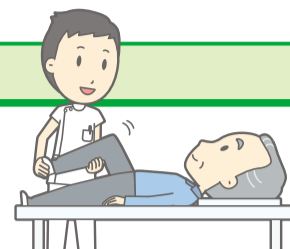
「年齢のせい」とあきらめていませんか?

たとえフレイルになっても、生活習慣を見直すことで健康で自立した生活を続けることができます。健診や歯科健診などの機会を利用して、フレイルの傾向がないか確認してみましょう。

柔道整復、あんま・マッサージ、はり・きゅうの 受診は適切に

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

柔道整復、あんま・マッサージ、はり・きゅうを接骨院や整骨院等において施術を受ける際には、症状等により医療保険が適用される場合と適用されない場合があります。



医療保険の適用の可否	柔道整復	あんま・マッサージ	はり・きゅう
適用される場合	打撲、捻挫、肉離れ、骨折・脱臼（骨折・脱臼の場合は、緊急の時を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。）	筋麻痺、関節拘縮等であって、医師の同意がある施術	神経痛、リウマチ、頸腕(けいわん)症候群、五十肩、腰痛症、頸椎(けいつい)捻挫後遺症等の慢性的な疼痛を主症とする疾患であって、医師の同意がある施術
適用されない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・単に疲労回復が目的の施術 ・対象外の症状による施術 ・疾病予防のための施術 ・医師の同意がない施術(柔道整復においては骨折・脱臼の場合)など 		

アンケートにご協力ください

広域連合では、施術所からの請求内容を確認するために、柔道整復、あんま・マッサージ、はり・きゅうの施術を受けられたかたに、受診内容についてのアンケートをお送りすることがありますので、ご協力をお願いいたします。
(施術を受けることを控えていただく目的ではありません。)

交通事故などにあつたとき

お問い合わせ先 お住まいの市(区)町村

交通事故など第三者の行為で受けたケガで医療機関などを受診された際の医療費は、通常、加害者(相手)側が過失割合に応じて負担するのが原則です。

ただし、お住まいの市(区)町村の担当窓口への連絡と届け出により保険証を使用して診療を受けることもできます。

届け出をいただくことで、広域連合が自己負担分を除いた医療費を一時的に立替えて医療機関へ支払い、後で加害者(相手)側に請求します。

届け出が必要な場合の主な例

自動車(自転車)等による交通事故で受けたケガ



他人の飼っている動物によって受けたケガ



暴力行為により受けたケガ



交通事故などにあつたときは、 必ず市(区)町村と警察へ届け出をしましょう。

- 市(区)町村へ事故内容の連絡後、担当より届け出に必要な書類をご案内いたします。
- 交通事故の場合、警察(交通安全運転センター)から発行される「交通事故証明書」が必要となります。必ず警察にも事故の連絡をしてください。
- 示談をすると保険証が使えなくなる場合がありますので示談前にお住まいの市(区)町村へご連絡ください。

令和2年第1回広域連合議会定例会が開催されました

お問い合わせ先 議会事務局 ☎043-216-5011



2月17日に、令和2年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されました。

定例会では、令和2年度と3年度の保険料率を改定するとともに、令和元年度一般・特別会計補正予算及び令和2年度一般・特別会計予算など8件が審議されました。

一般質問には3人が登壇し、後期高齢者医療制度と広域連合の運営についての質問が行われました。

第1回定例会の議案と議決結果

(会議録は、後日ホームページに掲載予定です。)

- **議案第1号** 個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について **可決**
- **議案第2号** 職員の給与に関する条例及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について **可決**
- **議案第3号** 後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について **可決**
- **議案第4号** 第三次広域計画の改定について **可決**
- **議案第5号** 令和元年度一般会計補正予算(第2号) **可決**
- **議案第6号** 令和元年度特別会計補正予算(第2号) **可決**
- **議案第7号** 令和2年度一般会計予算 **可決**
- **議案第8号** 令和2年度特別会計予算 **可決**

(議案名中の『千葉県後期高齢者医療広域連合』は省略)

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員名簿(議員定数54人) (令和2年2月17日第1回定例会 現在)

市町村名	議員名
旭市	向後 悦世
我孫子市	澤田 敦士
いすみ市	半場 新一
市川市	久保川 隆志
一宮町	鶴沢 一男
市原市	増茂 誠二
印西市	中澤 俊介
浦安市	一瀬 健二
大網白里市	秋葉 好美
大多喜町	山田 久子
御宿町	玉井 茂夫
柏市	中島 俊
勝浦市	岩瀬 義信
香取市	久保木 清司
鎌ヶ谷市	小易 和彦
鴨川市	佐久間 章
木更津市	平野 卓義
君津市	佐藤 葉子
鋸南町	青木 悦子
九十九里町	古川 徹
神崎町	木内 直樹
栄町	大野 博
佐倉市	中村 孝治
山武市	萩原 善和
酒々井町	地福 美枝子
芝山町	欠員
白子町	東海林 東治
白井市	竹内 陽子
匝瑳市	大木 傳一郎
袖ヶ浦市	佐藤 麗子
多古町	菅澤 環
館山市	本橋 亮一
千葉市	段木 和彦
銚子市	岩井 文男
長生村	木嶋 晴一
長南町	和田 和夫
東金市	清宮 利男
東庄町	鈴木 正昭
富里市	野並 慶光
長柄町	月岡 清孝
流山市	笠原 久恵
習志野市	飯生 喜正
成田市	神崎 利一
野田市	竹内 美穂
富津市	平野 明彦
船橋市	中村 静雄
松戸市	山口 栄作
南房総市	阿部 美津江
睦沢町	市原 重光
茂原市	平 ゆき子
八街市	山田 雅士
八千代市	河野 慎一
横芝光町	川島 富士子
四街道市	大越 登美子

※市町村名は五十音順
◎は議長 ○は副議長

第三次広域計画を改定しました

広域計画は、広域連合と関係市町村が事務処理を行うための指針となるもので、地方自治法第291条の7の規定により策定する計画です。

この度、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施(※)を推進するため、広域計画に、広域連合と関係市町村の連携に関する事項を定めました。



※高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施とは

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業を、市町村が介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施するものです。

お問い合わせ 千葉県後期高齢者医療広域連合

本紙、広域連合の運営について 総務課 ☎043-216-5011	議会について 議会事務局 ☎043-216-5011	保険料、被保険者の資格について 資格保険料課 ☎043-308-6768	保険給付、保健事業について 給付管理課 ☎043-216-5013
--	----------------------------------	--	---

受付時間/午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日、年末年始を除く) 各課共通FAX 043-206-0085